昭和33年12月3日印刷
昭和33年12月5日発行

奈良市民だより
【第58号】

発行所
奈良市役所
編集兼発行人　市民課長　大西一之
印刷所　共同印刷工業

奈良市表彰条例制定

晴れの被表彰者六六名

11月3日「文化の日」初の表彰式挙行さる

奈良市政に著しい貢献を尽した功績者の表彰には従来は奈良市有功者表彰規則が適用され、又一般市民の模範となる善行者に対する表彰は奈良市選奨規則が定められていましたが、去る昭和三十三年一月一日条例第一号を以て前記の両規則に代る奈良市表彰条例が制定されました。これによって将来市政に対する功労者や篤行者に対して市が行う公の表彰はすべてこの奈良市表彰条例に基いて行われることになりました

この新しい表彰条例による表彰は次の三種に区別されています。

☆市政有功者表彰
次の事項のいづれかに該当する人であります
(1)市長の職にあった者
(2)八年以上市議会議員の職に就いた者
(3)八年以上助役又は収入役の職に就いた者
(4)十二年以上教育委員選挙管理委員、監査委員(議会選出の委員を除く)公平委員、農業委員、固定資産評価員又は固定資産評価審査委員及びその他その就任につき公選又は議会の選挙若しくは同意を必要とする職に就いた者
(5)前各号のほか、市の公益に関し特に功績が顕著な者
2、前項により表彰された者が表彰該当年数を倍加してその職に就いた場合においては、重ねて特別に表彰する

☆功労者表彰
次の事項のいづれかに該当する人であります
(1)教育、学芸、文化の向上について功績が顕著な者
(2)有益な研究、考案、発明又は改良をした者
(3)産業の発達、観光の振興について功績が顕著な者
(4)十年以上自治会長、民生委員その他法令又は条例に基き選任された審議会等の委員及び公共団体の代表者等の職に就いた者
(5)十五年以上市の職員又は消防団若しくは水防団の団員として勤続し特に功績顕著な者
(6)前各号に定める者のほか表彰することが適当と認められる者

☆善行者表彰
次の事項のいづれかに該当する人であります
(1)市の公益のため十万円以上の私財を寄附した者
(2)災害の発生に際し、有効適切な行為によりその被害を最少限度に止めた者
(3)自己の危難をかえりみないで人命を救助した者
(4)善行が著しく市民の模範となる者
(5)業務に精励し市民の模範となる者
(6)前各号に定める者のほか表彰することが適当と認められる者

×　×　×　×

去る十一月三日文化の日にはあたかもこの新しい表彰条例によって初の奈良市表彰式が行われ、市政有功者十八名、功労者二十八名善行者二十名の方々が夫々晴れの栄誉を荷われました

式は当日午前九時、市議事堂に於いて厳粛に挙行されました

被表彰者は次の通りであります(敬称略)

(奈良市表彰式々場)

※市政有功者

元市長　大国　弘吉
〃　石原善三郎(京都市)
〃　石川　清蔵(尾道市)
〃　片岡安太郎
〃　村田　富雄
元収入役　尾野正之助(大理市)
〃　城本　末吉
〃　農業委員　椿井地区自治連合会長　阪本　善雄
〃　飛鳥地区自治連合会長　植田美三郎
〃　済美地区自治連合会長　下出久治郎
〃　鼓阪地区自治連合会長　三宅　正胤
〃　大宮地区自治連合会長　垣内藤一郎
〃　大安寺地区自治連合会長　市川　信治
〃　民生常務委員　三橋　作平
〃　民生委員　西田松太郎
〃　民生委員　三田虎一郎
〃　民生常務委員　吉本治郎平
〃　吉井亀太郎

※功労者

前一条高校々長　渡辺　真澄
〃　奈良市体育協会長　中島伊太郎
〃　社会教育委員　三岡嘉三郎
〃　奈良市商店街連盟会長　福田　楠蔵
〃　民生委員　柏戸光太郎
〃　民生委員　豊沢　儀雄
〃　中西政治郎
〃　反田ユキノ
〃　中尾　政雄
〃　長沢　恒二
〃　辻本信次郎
〃　植村健次郎
〃　高村シヅ
〃　阪下田太郎
〃　森川貞子
〃　島津　宗次
〃　川辺　菊松
〃　田島　ヒデ
〃　岡本　利長
〃　小林　雅次
〃　稲葉　淳
〃　中嶋　富造
〃　藤谷　道隆
〃　奈良市消防団長　林　則良
〃　奈良市消防団副団長　芳川徳太郎
〃　伏見地区自治連合会長　那谷　嘉一
〃　東市　中尾　時一
〃　辰市　小畑　源次

※善行者

〃　二名町湯谷　茨木　基則
〃　富雄中学校へピアノ一台約三十万円を寄附
〃　富雄川西町　小林　正義
〃　富雄中学校へ椅子一一二脚十五万余円寄附
〃　二名町三松　根本　三男
〃　富雄中学校へバスケット台一基約十二万円寄附
〃　柳生町　岡田弥惣治
〃　柳生中学校屋内体育館建設資金として十万円寄附
〃　三条池町　米田登喜子
〃　大宮小学校へピアノ一台(約二十万円)寄附　本子守町　加藤カツエ
〃　子供クラブの育成に献身的努力を尽す　草小路町　山川　幸治
〃　父亡き後母に孝養を尽し家業に励みよく町内発展に努力する　五条町　古田　留子
〃　夫戦死後、よく農業に精励し、公園墓地の清掃等社会奉仕に献身努力する　横井町　久保　勝敏
〃　子供会、ボーイスカウト等の育成に努め青少年の指導に努力する　柴屋町　鳥井　惣七
〃　町の公道、墓地等の修理清掃につくし社会奉仕に尽力する　今市町　帯解
〃　秋篠町　狭川東町　西井　正
〃　横田町　西井　弘延
〃　柳生町　岡田　親一
〃　大柳生町　協力して改良便所の普及に努め、蚊、はえの撲滅、環境衛生の向上改善に奉仕する
〃　北村町　長谷町　植久保キクエ
〃　大柳生町　夫戦死後、農事に精励し又農作日雇としてよく一家を支えている　菅原町　本田　君江
〃　狭川町　早く夫に死別してより、和裁の内職或は農作日雇となり苦心努力している　菅原町　小林　武夫
〃　邑地町　三十五年間牛乳配達夫として無事故無欠勤で格勤精励する　芝辻北町　西田　繁春
〃　水間町　復員後家業のクリーニング業を再開精励恪勤し町内自治会、子供クラブの指導に努力奉仕する　三条西横枕町　森本久美子
〃　水間支所　夫戦死後、国立奈良病院に勤務努力精励する、現在看護婦長　歌姫町　小林モトエ
〃　夫戦死後義父を扶け農業に努力奔走し米麦の供出、納税を完遂する。

昭和33年度 県市民税 固定資産税 第四期 自主納税

自一月十五日 至二月三十一日

市税は納期限迄に納めていただかないと督促料がかゝり延滞金がかさみます。又余分な人手や手数がかゝりますので自ら進んで納期内に納めていただくよう自主納税の励行をお願い致します。

海外視察を了えて

私は去る八月二十七日奈良を出発し、九月一日から四日間ベルギー国の首都ブラッセルで開催された国際連合協会世界連盟の第十三回総会に八名の日本代表団の一員として出席し総会終了後は欧米十一ケ国を視察して、色々貴重な体験、有益な資料を得て、去る十月八日恙なく四十余日振りに奈良に帰つて参りました。

此度の海外視察に当つて市民有志各位から賜わりました御厚情御支援は生涯私の忘れようとして忘れられない大きい感激であります。それは私一己の到底身に余る光栄でありまして、私に寄せられました皆様の御期待御声援に対しましては秘かに深く深く自分の職責の重大さを痛感いたしておる次第であります。

それ丈に四十日に亘る私の欧米視察は唯一筋に奈良市民の福祉向上と奈良市の発展を念願しつゝ終始いたしました。私は今後又と得難いこの経験を活用して一層努力精進いたす気持で一杯であります。申し遅れましたが紙上をかりまして御挨拶いたします。

奈良市長　高椋正次

農協が市の公金収納事務を

十一月十五日より取扱

各種市税や保険料は従来南都銀行本支店で収納事務を取扱つておりましたが、去る十一月十五日より収納取扱いの窓口をひろげ皆さんの便宜を図るため南都銀行のほか市内十八の各農業協同組合においても市公金の収納事務を取扱うことになりました。

なお納期限経過後の市税等は取扱いませんから、必ず納期内にお納め下さるようお願い致します。

新発足した奈良市公金収納事務取扱店は次のとおりです

大森町　奈良市農業協同組合
尼辻町　富雄中町
都町　跡雄
大安寺町　大安寺
東九条町　辰市
北永井町　治市
菅原町　伏見
古市町　東明
高畑町　五ケ谷
〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃

今市町　帯解
秋篠町　城
横田町　平原
柳生町　生
大柳生町　柳生
北村町　東里
西狭川町　狭川
邑地町　邑地
水間町　東山
〃　水間支所

市長の海外視察報告講演会

去る十月二十一日椿井小学校講堂で高椋市長の報告講演会を催しました引続いてその後海外視察を記録するフイルムの編集整理も出来上りましたので、これからの講演会にはこの記録映画「欧米四十日間の想出」(約三十分)を併映いたします。

只今予定いたしております講演会日程は次の通りであります。

十二月十日午後一時大柳生小学校○十二月十二日午後二時三十分帯解小学校○十二月十三日午後一時都跡公民館○十二月十五日午後一時狭川小学校

いつまでも正確で永年使える
良い秤を!
責任保証付
奈良はかり製作・修理
奈良明新社
奈良市橋本町
電話2246・4577～8・6236～7番

お歳暮御贈答用には
清酒
春鹿
今西清兵衛商店吟醸
電話奈良二二五五番

元祖 登録商標
青丹よし
献上
三笠
並餅
奈良名物香
御菓子司
鶴屋徳満
奈良市下御門町
電話二四五四番

くすりと
化粧品の百貨店
株式会社
山田薬局
奈良もちいどの通り
電話 二一六三 七六五八番

メートル法完全実施
いよいよ一月一日から

昭和三十四年一月一日、近く迎える新年と共にいよいよメートル法が全面的に実施されます。

よくわかつている積りでも、さてとなると仲々はつきり理解されていないことが多くて、しばしばまごつくのであります。

奈良市ではこれが円滑にメートル法に切替えられるように既に十一月一日から実施していますが、あと一ケ月足らずでいよ〳〵完全実施になります。そこでもう一度メートル法の実際の取扱について知つておいて頂きたいことを参考までにお伝えいたしましよう。

茲に紹介いたしますのは今後新聞記事として取扱われるメートル法の表現についての基準であります。

☆メートル法表記の基準要綱

●計量単位はすべてメートル法で書きあらわしますただし、つぎのようなものは例外とする。

(1)ことわざ、史実などに使う場合
(例)一寸の虫にも五分のたましい
加賀百万石の殿様

(2)運動種目などで、国際的にきまつている場合
(例)一〇マイル・レース
二五ヤードライン
(ラグビー)

(3)メートル法以外の計量単位による輸出入貨物は原則的にメートル法に換算するが、メートル法を併記してそのまゝ使う場合もある。

(4)船の速度、航行距離はノット、カイリをそのまゝ使う。

(5)土地、建物は法令によつて昭和四十一年三月までの猶予期間を認められているが、出来る丈メートル法に切りかえる、火事、水害面積も同様である。

なおこのほか航空機の運航関係、工率の馬力、科学的事項等についても例外的なものがあります。

※メートル法の表記だけで理解されにくい場合は当分の間旧計量単位を併記してもよいのですが、これは出来る丈速かにやめることになつています。

●メートル法の表記は原則として単一の単位を用います。

(例)一メートル七二センチと書かないで一メートル七二、一七二センチとする。
六キロ五〇〇グラムと書かないで六キロ五〇〇、或は六・五キロとする

●これから使用される主な計量単位は次のようなものであります。

(1)長さ一キロ(メートル)、メートル、デシ(メートル)、センチ(メートル)ミリ(メートル)、ミクロン、ミリミクロン、オングストローム、カイリ(長さ)人のからだの寸法

身長　センチ
胸囲　センチ
動物の寸法
大きい動物(くじら、ぞう、うし、うま、きりん等)　メートル
小さい動物(いぬ、ねこ、ねずみ、小鳥等)　センチ
極小動物(あり、のみ等)　ミリ
走行距離　キロまたはメートル
歩行距離　キロまたはメートル
飛行距離　キロ
航行距離　カイリ
里程　キロ
山の高さ　メートル
人工衛星の高さ　キロ
航空機の高度　メートル
川の長さ　キロ
川の幅　メートル
水の深さ　メートル
地下の深さ　メートル(震源地等、地層の深部はキロ)
建造物(長さ、高さ、幅等)　メートル
金属の長さ　メートル(小物はセンチ)
〃〃幅　メートルまたはセンチ
〃厚さ　ミリ(とくに厚いものはセンチ)
木材の長さ　メートル(小物はセンチ)
〃幅　メートルまたはセンチ
〃厚さ　ミリ(とくに厚いものはセンチ)
くぎ　センチ(小物はミリ)
パイプ　センチまたはミリ
氷の厚さ　センチ(とくに厚い地方の場合はメートル)
積雪量　センチ(とくに多い地方の場合はメートル
降雨量　ミリ
布地、衣類　メートルまたはセンチ
帽子　センチ
くつ　センチ
たび、くつした　センチ
たんす、テーブル、いす、メートルまたはセンチ
テレビ、レコード、扇風機　センチ(テレビは旧計量単位の数字を、聖の呼び名として使う)
自転車　センチ
運動関係
陸上、水上　メートル
マラソン　キロ
(2)速度　キロ(メートル)毎時、メートル毎秒、ノット
汽車、自動車、航空機　キロ(毎時)
河川、海流、潮流の速さ　メートル(毎秒)
風速、音速　メートル(毎秒)
電波、光の速度　キロ(毎秒)
船舶　ノット
弾丸の速度　キロ(毎秒)
(3)重さ、(トン、キロ(グラム)、グラム、ミリ(グラム)、カラット)
人の体重　キロ
大きい動物(くじら、まぐろ、ぞう、かば等)　キロ
小さい動物(ねずみ、小鳥等)　グラム
穀類、肥料、飼料　トンまたはキロ、グラム、(同じ米でも収穫量をいう場合はトン、配給の時はキロ、また種子、ごま等はグラムを使うように、場合と種類により使い分ける。ただし種子は容積単位(ミリリットル)ではかる場合もある)
食肉、魚類、野菜　グラム
菓子、果物(グラム)
加工食品(乳製品、カン詰、干物等)　キロまたはグラム
食用油(カン入り)　グラム
毛糸、綿　キロまたはグラム
化粧品　グラム
郵便物　キロまたはグラム
塩、砂糖　キロまたはグラム
みそ　キロまたはグラム
(4)容・体積
ソース、しようゆ　リットル
日本酒　リットル
牛乳　ミリリットル
農薬(液体)　リットルまたはデシリットル、ミリリットル、立方センチ(cc)、(粉末の時は重さのグラムまたはミリグラム)
(5)面積
土地　平方キロまたは平方メートル
田畑、山林　ヘクタールまたはアール
●、とくに必要の場合は、一般に使われているローマ字略号(m.cm.km.mm.kg.cc.)等を使つてよい

歳末一品持ちより助け合い運動に御協力を！

現在奈良市では生活保護法による被保護者は三千名を超えております。

それらの生活困窮者の中には日々の生活すら満足に出来ない人も多勢います。

恵まれることの少ない、気の毒な人々に皆さんの心温かい御同情をお願い致します。

奈良市では十二月十日から二十五日までを運動期間として次の通り歳末一品持ち寄り運動を行つています

△持ち寄り品
現金、衣料品、日用品、米餅但し衣料品、日用品は成る可く新品で願います。
又餅は一月六日に持ち寄ることと申し合せています。

△持ち寄り先
各地区の民生委員さん方。

△贈り先
市内生活困窮者
容者　大俵安宿苑
母子寡収容者　和楽園収容者

たばこ

「たばこ」は市内で買いましよう

市たばこ消費税は、皆様がお買いになつた「たばこ」に対し一割一分の割合で市の税収として還元されてきます。従つて市内でお買い下されば下さるだけそれだけ多く市の税収として還元され財政は豊かになります。

市たばこ消費税は市税総額の約一割を占め本年度は約四、八八八万円の税収を見込んでいます。又より以上の税収を得るために皆様の深き御理解と御協力を求めてまいりました

御承知のとおり皆様のうち勤労者の大部分は市外に職場をもち通勤されています関係上御主人が勤務先で「たばこ」を御買上げされる機会が多いことと思われますが、これを出勤前に市内で買つていただくよう、一寸した御配慮によりまして市税として還元されてくる税金は大きな額になります。

又御家庭の主婦におかれましても、共に御協力を賜りたいと思います。御主人のお喫いになる煙草はその日その日主婦の手から御主人にお渡ししていたゞくことも市の財政をより豊かにする影響の大きな力であり、やがてなごやかな愛情が市の施設の充実或は福祉事業の発展の上に輝かしい成果として具現されてくるのです。

市民の皆様「たばこ」をお買上げの場合は必ず市内でしていただき市の発展に御力添えをして下さい。

自転車等の登録について

自転車や軽自動車等の盗難を防ぎ、被害品の発見を容易にするために奈良県警察、市町村、奈良県自転車商協同組合、奈良県軽自動車販売協会が協力して十二月一日から奈良県下で一斉に登録が行われています。

これは野だしい自転車が税金の廃止と共にその所有権を明確にする表示が不明瞭になり盗難が頻発していることや、原動機付自転車軽自動車や自動二輪車も最近非常に多く利用されるようになつて盗難も多くなつて来ましたので、そうした盗難防止と盗難の起つたとき被害品を早く発見出来るようにこの登録が行われることになつたので、登録した自転車等には番号を附した登録標識を取りつけますこの番号を記録するカードは同じものを二枚作られ自転車等の持主と警察の双方で保管することになつています。

なお登録に当つては自転車一台につき二十円、軽自動車等については三十円の実費を車の所有者が負担いたします。

奈良市での一斉登録は十二月一日から一斉に行われていますから自転車、軽自動車等の所有者は必ず登録をせられますようおすゝめいたします。

油断大敵
あわただしい年の瀬に火の用心

火災のほとんどすべては油断から起つています。それも平穏無事な日常生活のふとした落度に原因しています

幸にも奈良市ではこの二、三年火災発生件数が段々減つて参りました。本年十一月までの発生件数は五九件で昭和三十二年の同期には八四件更に昭和三十一年では九八件でありました。これは誠に喜ばしい傾向でありまして今後も一層火災を少くするよう市民各位の御協力をお願い致します。

さて若し不幸にして火災が発生した時は、たとえそれがどんなに小さい火の手でも、消しにかゝると同時に消防署への通報を急いで下さい。

次に本年中に発生しました火災を通じてその原因を考えてみますと、煙突、石油コンロ、次いで取灰となつています。そこで

▲煙突について注意することは
(1)つぎ目がはづれたりひびが入つていないか。
(2)煙突と建物との接触は大丈夫か。
(3)煙突掃除を怠つていないか。
(4)かまどの焚口の附近はよく整頓されているか。
(5)かまどの奥で壁がくづれ柱や竹が燃えやすくなつていないか

▲石油コンロについての注意としては
(1)石油コンロを使つている近くに襖、障子板壁など燃えやすいものがないか。
(2)使用中コンロの位置を移したり、油を注ぎ込んだりしないよう。
(3)油タンクや管などから油がもれていないか。
(4)使用中は目を放さぬようにする。

▲火消つぼや取灰についての注意
蓋をキツシリと完全にすると共に完全に消火を見とどける

その他火の用心については色々注意せねばならないことがありますが、すべて軽はづみを慎しみ念の上にも念を入れる習慣をつけることが大切であります。

輝しい昭和三十四年には奈良の町から火災をなくしましよう。

火事の知らせは電話一一九番で

昭和三十四年成人該当者を調査しています

毎年一月十五日成人の日に際して、新しく成人になつた人達の前途を祝して記念式典を挙行いたしておりますが、近く迎える昭和三十四年の一月十五日にも例年にならつて成人式を挙行いたしますので、昭和三十四年中に満二十才に達する人を該当者として目下調査いたしております。

該当者の範囲は昭和十四年一月二日より昭和十五年一月一日までに生れた者で各町内自治会長さんにお願いして該当者名簿を作つていただいております。

新らたに転入された方やその他異動のあつた方は成る可く自治会長さんに連絡して下さるようお願い致します。

なお追つて自治会長さんの名簿に従つて成人該当者に成人式の案内状をお送りいたしますから御承知下さい。

広告取扱

市民だよりに有料広告を掲載することになりました市民だより発行については前以つて定期的に発行日を申し上げ兼ねますが、広告掲載を希望されます方は、予め市民課広報係へ御連絡下さるようお願い致します

次の発行は一月一日の予定でありますので、広告記事は申込順に受付けます。

創業……萬治二年(旧南都秤座)
和田度量衡
奈良市元興寺町
和田度量衡器工業株式会社
取締役社長　和田源三

大蔵ざらへ
一反の値で二反買える
12.8～12日
お好み呉服
匡屋
西寺林商店街

御見合
御婚礼
就職、進学
は
写真はミドリ
奈良市東向通り北町
TEL 6309

廃すべき虚飾
葬儀の簡素化
奈良市職員組合指定店
木辻
博善社
北京終町バス停前
電話 五九〇一番